

森林作業道強靱化事業実施要領の運用

令和8年4月1日森経第280号森林経営課長通知

森林作業道強靱化事業の実施については、森林作業道強靱化事業実施要領（令和8年4月1日森経第279号林政部長通知。以下「要領」という。）の定めによるほか、以下による。

1 事業要件について

事業要件については、要領第2の定めによるほか、以下によるものとする。

- （1）要領第2の（1）にある「路盤工」の補助対象は、厚さ20cm以上の敷砂利とする。
- （2）要領第2の（2）にある「種子吹付工」とは、豪雨等の不測の事象により崩壊した法面の成形及びそれと併せて実施が必要な種子吹付工の施工を指し、通常の維持管理に含まれる作業は対象としない。
- （3）要領第2の（2）にある「土留工」とは、丸太組、かご枠等による土留の補修又は補強を指す。
- （4）要領第2の（2）にある「洗い越し」とは、洗い越し部分における土工、舗装、構造物の補修又は補強を指す。

2 補助金額の決定について

要領第6に定める補助金額のうち、「強靱化」に要する補助金額については、本事業により強靱化を実施する作業道から概ね2kmの範囲に次項目の保全対象が一つ以上存在する箇所から優先的に配分を行うものとする。

- ア 鉄道、道路若しくはその付帯施設。
- イ 官公署、学校、病院等公共施設、または重要産業施設等。
- ウ 重要な溜池、用排水施設、上下水道施設。
- エ 人家1戸以上。
- オ 農地1ha以上。

3 補助内容について

（1）高規格化

- ・路盤工の補助金額単価は2,600円/m、排水工の補助金額単価は11,600円/基とし、1路線あたりの補助金交付上限は1,000千円とする。
- ・算出した補助金額と実行経費を比較し、いずれか低い額を補助金額とする。
- ・請負に付して実行した事業は請負額を実行経費として取り扱うものとする。
- ・実行経費を補助金額とする場合は、交付申請書に実行経費の内訳表を添付すること。

（2）強靱化

- ・補助対象経費の2分の1以内（10万円/箇所を上限とする。）の額を補助上限とする。
- ・1路線あたりの補助金交付上限は1,000千円とする。

・事業費については、「定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き」に準ずるものとし、実行経費と標準単価の比較は省略できるものとする。なお、直営における実行経費については別紙算出表を使用すること。

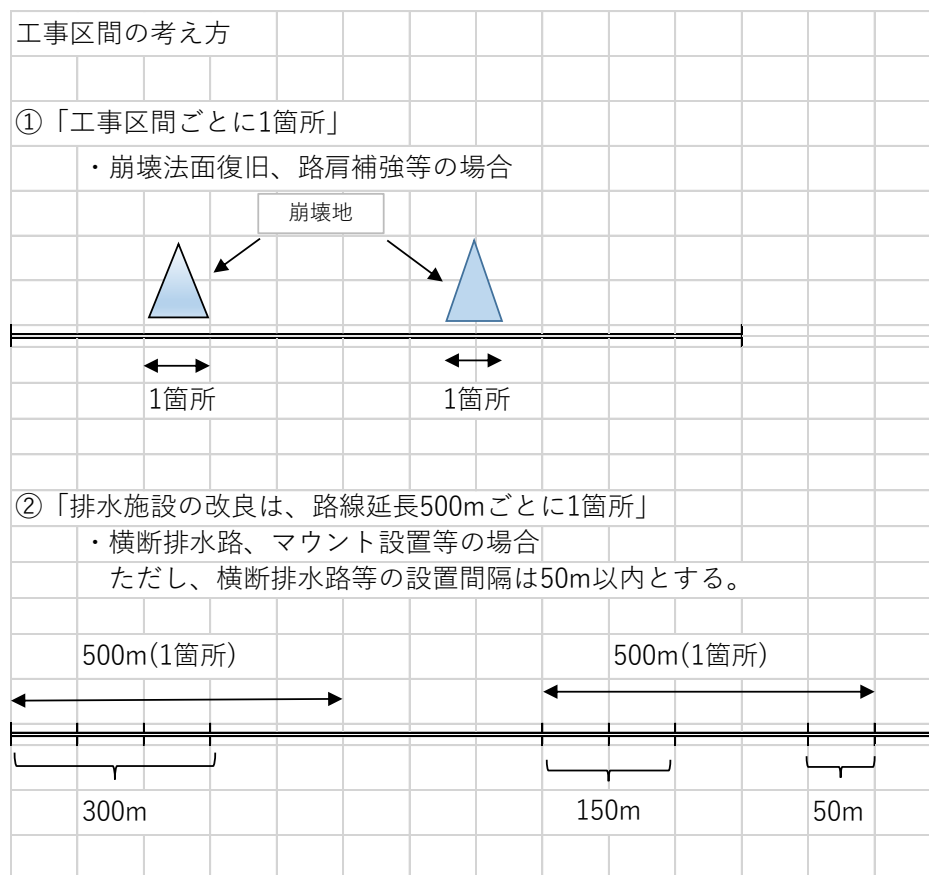
(3) (1)と(2)を併せて実施することは可能とするが、補助金交付上限は1路線につき(1)と(2)の合計で1,000千円とする。

4 補助対象事業について

本事業のうち、強靱化にて実施する種子吹付工、土留工、洗い越し、路肩の補強（補修を含む）については、1路線の全延長を工事区間として補助の対象とするものではなく、現に被災している箇所を強靱化するものであることを留意すること。

なお、原形復旧のみは事業対象としないものとする。

(1) 強靱化にかかる工事区間について



5 その他

マサ土区間における森林作業道について、作設指針に基づく縦断勾配により開設された場合に限り、森林作業道の開設工事後（開設事業年度を含む）、本事業を活用することは妨げない。